

記者会見要旨
(平成 29 年 12 月 8 日)

I 十分な期末監査期間の確保に向けた取組について

1. 十分な期末監査期間の確保に向けた取組についてご説明いたします。資料 1-1「プレスリリース」と、資料 1-2「会長声明」をご覧ください。
2. 日本公認会計士協会では、公認会計士が高品質の監査を実施するためには、企業とのコミュニケーションや専門的な判断を行うのに十分な期末監査期間の確保が必要であることから、これまでも公認会計士に対して、十分な期末監査期間の確保を要請してきたところです。しかしながら、当協会の調査によれば、将来的に監査品質に影響を及ぼしかねない時間的な制約を受けている状況にあると考えられます。
3. こうした状況に鑑み、当協会では、監査業務を実施する公認会計士に対して、十分な期末監査期間の確保に関し、これまでの要請を踏まえて必要な対応を被監査会社に求めることを改めて要請することにしました。なお、この現状が、公認会計士だけでなく、監査業務を依頼する企業を含む市場関係者の間で共通の課題として理解されることが必要であると考えます。
4. そのため、今般、十分な期末監査期間の確保に関する会長声明、及び平成 29 年 3 月期決算会社を対象にした期末監査期間に関するアンケート調査の概要等を公表することにしました。
- — — —
5. 資料 1-3「期末監査期間に関するアンケート調査結果の概要等の公表について」と、資料 1-4「期末監査期間に関するアンケート調査結果の概要等（中間取りまとめ）」をご覧ください。
6. 日本公認会計士協会は、平成 29 年 3 月期決算会社を対象にした期末監査期間に関するアンケート調査を実施し、このたび、その結果の概要を「中間とりまとめ」として公表いたします。これは、当協会が本年 10 月に実施したアンケート調査「期末監査期間等に関する調査」の結果を受け、特に各監査チームと被監査会社との対話に有用であり、かつ、早期に公表することが必要と考えられる項目を抜粋したものです。
7. 中間とりまとめのスライド 22 及び 23 に集計されていますが、日本の上場会社の約 67%の会社が 3 月決算会社であり、更には会社法に基づく監査を受けている会社も相当数存在するため、結果として 3 月決算の期末監査の時期にあたる 4 月から 5 月にかけて、6,000 社を大きく超える会社が法定監査を受けていることとなります。
8. 3 月決算会社の期末監査の日程は非常に過密となっており、それが監査従事者の過重労働を招き、ひいては監査品質の維持が難しくなっているのではないかと強く懸念されるところであり、このような認識をうけて、当協会では上場会社 200 社の監査業務についてアンケートを実施いたしました。
9. 中間とりまとめのスライド 11 及び 12 にあるように、回答者の 90%以上が期末監

査の過密スケジュールが原因で監査従事者の負担が重いと感じるとともに、監査品質を維持する観点から期末日後の監査期間の延長を望んでいることが読み取れます。スライド 17 では、監査現場において、このような期末監査期間の逼迫状況を監査役等へ十分に伝えられている割合は全体の 19%に過ぎないという現状が明らかになっています。

10. また、本アンケートでは実際の監査スケジュールについての調査も行っており、スライドの 5～7 でカレンダーの形で分かりやすく示していますが、この結果を見る限り、事実上、決算発表日までに主たる監査手続を終了させる実務が慣習として広く行われていることを示しているもの考えられます。
11. 当協会としては、これらの分析を踏まえると、監査人には、期末監査を効率化するための取組を継続するとともに、監査先企業の理解を得て、十分な期末監査期間を確保する努力を続けることが求められると考えています。

— — — —

12. 今回の取組は、公認会計士が高品質の監査を実施するために大変重要なものであると考えております。協会と監査業務を実施する公認会計士それぞれが業界を挙げて取り組んでいくとともに市場関係者の共通の課題として理解されることを望んでおります。

II 最近の協会の動きについて

13. まずは、A I と公認会計士業務についてです。資料 2 「公認会計士の仕事は、A I に奪われてしまうのか」をご覧ください。
14. 日本の労働人口の 49%が就いている職種において、人工知能やロボット等で代替される可能性が高いとの研究が示されたこともあり、「公認会計士の仕事は、A I に奪われる」という A I 脅威論がメディアによって大きく取り上げられるようになってきました。私自身、そういったことを心配する若者から質問を受けることがあります。
15. しかし、A I によって仕事が奪われるのではなく、A I によって仕事の内容が変わっていくものであると考えます。現行の監査実務でも I T を活用して業務を行っているところですが、複雑化・高度化する現代にあっては、それ以上に人間の行う業務が増加し、そのための時間が増加しているのが現状です。A I が得意とする膨大なチェック作業や異常値の検出といった部分は、過渡期かもしれませんがまだまだ人が実施しなければいけない部分も多く、そういった部分を A I の導入により代替できるのであれば、むしろ積極的に A I を活用すべきです。
16. 一方、公認会計士の行う判断は、高度な知識・深い経験に裏打ちされた職業的専門家としての判断を伴うものであり、とても創造的なものであるといえます。また、コミュニケーションの観点からも、監査先企業と不定形かつ極めて人間的なコミュニケーションを求められる仕事です。こうした創造性や協調性が必要となる仕事は、将来においても人が担うことになるといわれています。
17. 膨大なチェック作業の時間が増加していて、そのような業務が目立つので A I 脅威論

の対象になっているのかもしれませんが、A I が得意とする分野はA I を積極的に活用する。そして人間にしかできない、分析、洞察、判断、監査先とのコミュニケーションといった監査にとって最も重要な業務に集中し、より質の高い監査を実現する。監査は社会的に非常に重要なインフラでもありますので、そうすることで、監査を今よりもさらに魅力ある職業にできると考えています。

18. 最後に、情報開示の充実と監査人の説明責任について、若干コメントしたいと思います。
19. 現在、金融庁の企業会計審議会監査部会にて監査報告書の透明性、長文化、いわゆるKAMの議論がなされています。これは監査報告書の情報価値を高めることにより、財務諸表利用者の監査や企業の財務諸表に対する理解が深まるとともに、資本市場における利用者との対話が促進されることを狙ったものであると理解しています。また、監査法人においても、監査法人のガバナンスを強化するため監査品質の向上を確保する取組を開示するなど透明性の向上に向けた取組が進んでいます。
20. 一方、7月に開催した記者会見でもご説明したとおり、監査人は会社から機密情報を含む監査上必要なすべての情報の提供を担保する上で、会社と監査契約を締結しており、その監査の内容については、守秘義務が課されています。これは公認会計士法及び協会の規則においても規定された非常に重要な義務であると理解しております。監査人は、この守秘義務を守りながら、監査報告書や四半期レビュー報告書を通じて監査に関する説明責任を果たすこととなります。
21. 監査がよく分からない、監査はブラックボックスだというようなご指摘を受けることもあります。よく分からないというご指摘には真摯に対応しなければならないと思っています。監査の透明性向上に向けての方策には、KAMに関する取組のように様々な方法があると思います。守秘義務とのバランスを図りつつ、難解な表現ではなく分かりやすく記載し、利用者に伝わるようにする努力が必要となってくるでしょう。協会としても監査に関する制度や仕組みについて記者レクなどを通じて記者の皆様にもお伝えする努力を続けたいと思います。

以 上